

標題 野田村の震災復興状況について

氏名(所属) 岩手県 野田村 復興むらづくり推進課 総括主査 三ヶ森 善智

1 はじめに

野田村は、岩手県の北東部、北上山地の沿岸部に位置し(図1参照)、北部および西部は久慈市、南部は普代村および岩泉町に接し、東部は太平洋に面した東西11.3km、南北13.8km、総面積80.84平方kmの村である。

地形は、北上山脈に連なる標高600m~800mの山地から分水嶺を形成しながら東北に高度を減じ、北東部にわずかに平野をみる臨海狭谷型になっている。

気候は、夏季に海流の影響によるヤマセ(偏東風)が発生し、冷涼湿潤となるが、冬季は比較的温暖である。

野田村の海岸では、古くから製塩が行われており、「直煮(じきに)」という製法で作られた塩は、北上山地を越えて雫石や盛岡近在、さらには仙岩峠を越えて秋田県の鹿角地方まで運ばれ、米、粟、そば、豆などの穀物と交換されていた。近年、昭和24年から途絶えていた直煮製塩が復活したが、海沿いにあった製塩所はおろか、村中心部をはじめ約140haが今回の東日本大震災の大津波により浸水被害を受けた。

平成23年3月11日の震災から、一日も早い復旧・復興に向け、村民一丸となって村づくりに取り組むため、同年5月1日に「野田村東日本大震災津波復興本部」を設置し、6月23日には「野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会」を立ち上げ、様々な協議や懇談会等を経て、11月7日には「野田村東日本大震災津波復興計画」(H23~H27)を決定し、今日まで各種復興事業に取り組んで来た。

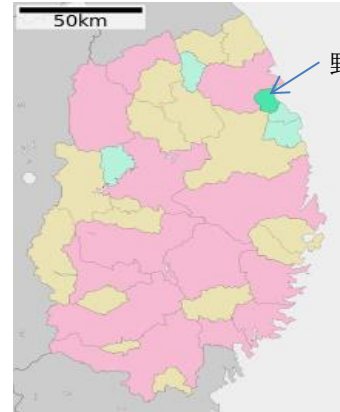


図1 位置図

2 野田村の被災状況

○人口(発災当時)	4,849人	○世帯数(発災当時)	1,674世帯
○死者	37名	○家屋全壊および大規模半壊	477世帯
○波高	15m~18m	○最高遡上到達点	37.8m
○標高	約4m~約5m	○防潮堤	10m~12m
○三陸鉄道及び国道45号 TP+7.8m			

東日本大震災による津波被害は、死者37名、家屋全壊及び大規模半壊447戸と全世帯1,674世帯の約1/3に上り(写真1参照)、明治29年の大津波の死者261名、家屋全壊411戸、昭和8年の三陸大津波の死者8名、家屋全壊58戸と比べても、その被害の大きさが分かる。

しかし、家屋被害に比べ人的被害が比較的少なかったのが今回の特徴である。これは、度重なる津波被害を経験し、継続的な非難訓練と村民全体の津波防災意識の高さの賜である。海岸線からほど近い位置にあった旧野田村保育所は、0歳児保育も行っていたが、月1回の避難訓練と、一次避難所へ向かったものの地震の大きさから、より安全な高台へと導いた所長の的確な状況判断により、全員無事だったことから窺い知ることができる。



写真1 被災状況

3 震災後の経過

震災後の経過を表1に示す。

(平成23年11月7日現在)

年月日	説明
平成23. 5. 1	野田村東日本大震災津波復興本部を設置
5. 12	復興計画に係る住民懇談会（下安家、玉川）、（米田、南浜、泉沢）
5. 16	復興計画に係る住民懇談会（旭町、本町、櫛町、前小路、門前小路、北区、愛宕町、港、中沢）
5. 27	第2回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、復興基本方針の決定
〃	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に復興基本方針等の報告
6. 10	野田村東日本大震災津波復興基本方針等を全戸配布
6. 17	野田村の復興に関する村民アンケート調査を実施
6. 19	21世紀むらづくり委員会を開催、復興基本方針等の報告
6. 21	野田村の復興に関するアンケート調査（中学生・高校生用）を実施
6. 23	第1回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、復興基本方針等の報告
7. 28	第2回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、計画概要の協議、アンケート結果の報告
〃	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画概要の説明
9. 3	第3回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、計画素案の協議
9. 5	第3回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、計画素案の協議
9. 5～9.30	復興に係る住民懇談会（各地区で計7回）
10. 14	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画案の説明
10. 18	21世紀むらづくり委員会を開催、計画案の協議
10. 23	第4回野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会を開催、計画案の協議
10. 24	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画案の説明
11. 7	第4回野田村東日本大震災津波復興本部会議を開催、計画の決定
〃	東日本大震災に係る調査特別委員会（村議会）に計画の報告

表1 野田村東日本大震災津波復興計画策定の経過

4 野田村東日本大震災津波復興計画の概要

平成23年5月2日に「野田村東日本大震災津波復興本部」を設置し、3に示す経過を経て、同年11月7日に「野田村東日本大震災津波復興計画」を決定した。

本計画では、東日本大震災から村を迅速に蘇らせ、安全・安心な暮らしを創造するため、「安全・安心で活力あるむらづくり」を基本理念とし、全ての村民の力を結集し、結いと協働による復旧・復興・発展に取り組むこととしている。また、「防災まちづくり」、「生活再建」、「産業・経済再建」の3つを基本理念としている。

一日も早い生活再建および産業・経済再建に向け重要となる防災まちづくりの考え方として、過去から繰り返されてきた津波被害に対して、今後どのように村を守るのか、次の3点を定めている。

- 1：東日本大震災津波（3.11）の規模に対し、市街地を守る防災まちづくりを目指す
- 2：堤防を越える津波に対しても、村民の命や暮らしを守る防災まちづくりを目指す
- 3：防災まちづくりを通じて、持続的な活力の創造に結びつくことを目指す

特に重要な点は、経験に収まらない事態が発生することを前提とし、堤防を越える津波に対しては、住家までの津波の到達時間を稼ぎ、がれきなどの流出物を止める緩衝地帯と第3堤防（盛土）の整備を目指す。緩衝地帯がとれない地区においては高台移転を推進すると位置付けている点である。これに併せ、避難路や迂回路、更に広域幹線道路等のインフラ整備等を通じて、浸水区域より内陸へ将来的に市街地が移転し、発展するよう、

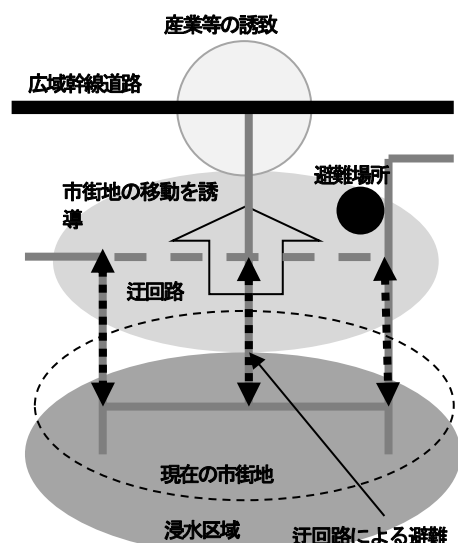


図2 都市構造基盤整備概念図

土地利用の変更や拠点的施設の誘導などを図っている（図2参照）。

計画期間は、平成23年度から25年度までの3カ年を復旧期、24年度から27年度までの4カ年を復興期、26年度から32年度までの7カ年を発展期とそれぞれ2年間重複するよう位置付け、発展期の3カ年「目の28年度には「新総合計画（5カ年）」を策定し、発災時に策定目だった23年度から27年度の「後期基本計画（5カ年）」を引き継ぐ形で移行する予定である（表2参照）。

項目	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
野田村の復興	復旧期	→									
	復興期		→								
	発展期			→							
復興計画		→ H23~H27									
総合計画		→ 後期基本計画H23~H27					→ 新総合計画（前期）H28~H32				

表2 復興計画と総合計画の関係

5 城内地区津波復興土地区画整理事業の概要

本地区の概要を図3に示す。

じょうない
城内地区【岩手県野田村】

都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

城内地区の概要

【岩手県野田村】

- ✓ 施行面積 : 約12.9ha
- ✓ 施行期間 : 平成24～28年度
- ✓ 施行者 : 野田村
- ✓ 全体事業費 : 約19.1億円
- ✓ 既配分事業費（第1回～第9回） : 約9.8億円

事業の特徴

- ✓ 城内地区は、住宅が密集し、また役場等の行政機能と既存商業施設がコンパクトに集積し、野田村の中心市街地を形成していたが、東日本大震災により壊滅的な被害を被った。このため、防災性を高めるとともに、潤いと活気のある市街地への再生として、土地区画整理事業により基礎整備を実施し、安心・安全なまちづくりを推進する。
- ✓ 都市計画決定 平成24年10月17日
- ✓ 事業計画認可 平成25年2月1日
- ✓ 工事着手※ 平成25年10月17日

計画図

※土壌汚染箇所

図3 城内地区津波復興土地区画整理事業の概要

本村における震災後の経緯は前述のとおりだが、本地区は国道45号から村のシンボルである愛宕神社の大鳥居へ真っ直ぐ繋がる村の中心市街地であったことから、本地区の早期復興が村全体の復興の象徴となり、村民の願いである「潤いと活気ある市街地の再生」と「安全・安心なまちづくり」を実現し、心の復興の足掛かりとなるよう、8年間の岩手県復興基本計画より3年短い5カ年の事業計画とし、一日も早い復興を目指し平成24年2月から復興事業に全力を挙げて取り組んでいる。

本地区の特徴を以下に示す。

- ① 地区内全戸数109戸のうち、全壊半壊109戸（権利者全員が被災者）
- ② 地区外には、全半壊を免れた家屋も存在することから、地区全体の大幅なかさ上げは不可能

- ③ かさ上げ以外の手法である多重防御によるまちづくり
(災害危険区域を定め、都市公園を計画し、**地区界に高盛土(第3堤防)**をし、L2津波から市街地を守る)
- ④ 村ではこれまで都市計画事業の経験がない
- ⑤ 権利者(住民)は、区画整理事業に対する認識がない
- ⑥ **保留地は、100%村に処分**(災害公営住宅用地)
- ⑦ 減価補償地区でないため、売却意向のある土地を減歩対策用地(権利者の平均減歩率を約10%とするため)、保健センター用地、防災非難ビル用地、村営住宅用地、共同店舗用地として、村が購入
- ⑧ 仮換地供覧同意率 99.1%(反対者1名)
- ⑨ **権利者全員が地域づくり協議会会員**
- ⑩ スピード感を持って復興を推進するため、**法施行令第42条の2の災害の場合における選挙の特例**を適用(阪神淡路大震災でも未適用・東日本大震災第1号・52日間で審議会委員選挙終了)
- ⑪ 一日も早い自宅再建着工のため、本人からの申し出による「**暫定的使用収益開始**」制度を運用(既存道路に接道し、既存上下水道取り出しを利用可能な場合)
- ⑫ **CMR(ピュア型)**を採用(㈱URリンケージ)
- ⑬ 当初計画では、国の指導により、家屋移転補償を計上していなかったため、事業認可後、現地調査の結果、**補償費を計上(仮設店舗が主な対象、事業費約2億1千万円増)**

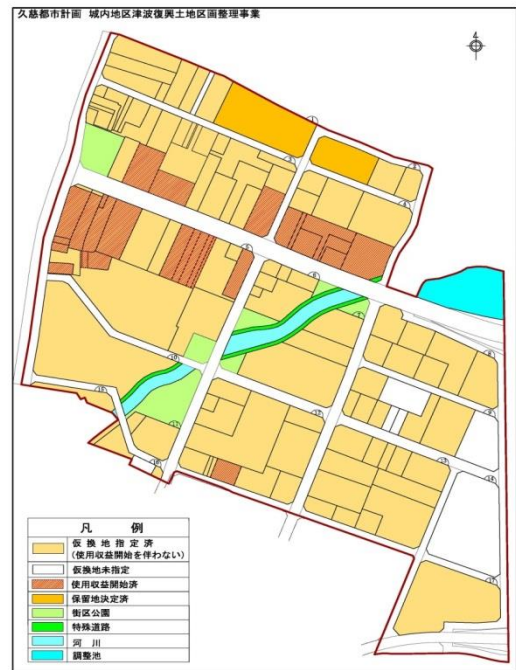


図4 使用収益開始状況

6 中心市街地(城内地区)の再生に向けて

城内地区は、旧国道45号(現主要地方道野田山形線および村道旭町本町線(通称本町通り))沿いに形成された村中心市街地であり、文字どおり村の顔である。十府ヶ浦海岸を背にして愛宕神社の大鳥居を望む時、軒先を重ねるように家並みが重なっていたシンボリックな通りである。本地区を単なる復旧ではなく、震災以前にも増して、より安全・安心な住みよい街にしようという住民の想いが、権利者全員が地域づくり協議会会員であることに表れている。

区画整理地区内には従来5つの町内会があり、協議会設立準備委員会の段階では、旧町内会の会長および役員を中心に協議会の設立を目論んでいたが、設立総会の場で「権利者全員が会員となるべき」との意見が出され、急遽、規約案を修正し、圧倒的多数の賛成により可決された経緯がある。

その協議会が今年度「さんりく基金」を活用し、まちづくり先進地の視察、および「まちづくり専門家を招いての勉強会」を経て、年度末には「**城内地区地域再生計画**」を策定する予定である。

7 野田村の再生に向けて

野田村は、我々が様々な復興事業を活用しハード整備を進めているのと同時に、震災直後から大阪大学、京都大学、弘前大学、関西学院大学、八戸高専を中心にボランティア活動を継続していただいている「チーム北リアス」を初め、各方面からのご支援により、着実に復興への歩みを進めている。

その成果として「のだ塩工房」復活、野田ホタテ本格出荷に向けた「野田荒海団」の結成、被災したおやじたちが市民ファンドを募り実現させた「だらすこ市民共同発電所(ソーラー発電)」、村の森林資源を活用した「㈱野田バイオパワーJ.P」、平成28年度開催予定の「希望郷いわて国体軟式野球開催」等が挙げられる。

まさに「官民共同」「村民一丸」となって復興に取り組んでいる。

8 おわりに

本村の復興の道のりは、村復興計画期間5年間では到底達成できるものではないが、これまでの国、県、そして全国の皆様からの温かいご支援に感謝し、一日も早い復興に向け村民と一緒に取り組んで参りたい。